

岡山県立森林公園

指定管理者募集要項

令和8年8月

岡山県農林水産部林政課

岡山県立森林公園指定管理者募集要項

岡山県立森林公園の指定管理者を、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 施設の名称 岡山県立森林公園（以下「森林公園」という。）

(2) 所在地 苫田郡鏡野町羽出及び上齋原地内

(3) 設置目的

優れた自然環境にある森林を保護するとともに、自然とのふれあいを通じて自然への理解を深めてもらうなど県民の福祉の増進に資する。

(4) 施設の規模

ア 総面積 334ha（別添区域図のとおり）

イ 主要施設等 別紙1及び2のとおり

(5) 利用状況等

ア 利用者数

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	18,560人	17,671人	15,096人

イ 管理経費実績 ※詳細は別紙3のとおり

年 度	管理経費総額（※県負担の大規模修繕費は除く）		
		うち指定管理料	その他（特産品販売収入等）
令和5年度	25,741千円	25,201千円	540千円
令和6年度	26,443千円	26,066千円	377千円
令和7年度	26,801千円	26,345千円	456千円

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う森林公園の管理の基準は、岡山県立森林公園条例（昭和50年岡山県条例第14号）、岡山県立森林公園条例施行規則（昭和50年岡山県規則第46号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）及び岡山県立森林公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 施設の運営に関する業務

ア 森林公園の自然とふれあい、理解を深めるためのサービス提供に関すること。

イ 地域、関係機関、ボランティア等との連携に関すること。

ウ 利用者の安全確保に関すること。

エ 職員の配置に関すること。

オ 施設の利用の禁止又は制限に関すること。

カ 利用者アンケートの実施に関すること。

(3) その他施設の管理・運営に必要と認められる業務

ア 優れた自然環境の保護に関すること。

イ 個人情報の保護に関すること。

ウ 施設の利用促進に関すること。（指定管理者の指定期間中においても、県へ施設の利用促進に関する提案を積極的に行い、具体的な内容について協議すること。）

具体的な管理業務については「業務仕様書」を参照すること。

なお、清掃や警備など個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。

また、指定管理者は、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、自主事業を実施できる。

エ 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みを講じること。

4 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料等に関する事項

（1）指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

今回公募する期間（5年間）における指定管理料の限度額は、141,180千円（年額28,236千円）である。当該限度額及び年額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、当該限度額及び年額の100分の10に相当する額である。

なお、施設の管理に係る収支予算書（様式第3号）において上記の限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とする。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定（以下「包括協定」という。）において定める額とする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税率等の変更等を踏まえ、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）により定めるものとする。

エ 指定管理者が管理の業務を実施するため指定管理料により自らが取得した物品のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等の帰属先などの取扱については、別途協議の上、協定書において定める。

オ 指定管理料は、原則として精算行為は行わないこととする。

カ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とする。

キ 指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとする。支払いの時期、方法については、別途協定書において定める。

ク 自主事業に要する経費に県が支払う指定管理料を充てることはできない。

(ただし、自主事業の実施や準備に係る職員の人件費は、指定管理料から差し引く必要はない。)

ケ 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定書において規定する。

※ 賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、「指定管理者制度運用の手引き（令和8年2月改訂版）」を参照すること。

【包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度 11 月 15 日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

(ア) 100に、令和8年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外のとき

(イ) 令和7年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又は103を超えるとき

(2) その他

ア 施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

イ 自主事業の実施による収入は指定管理者の収入とすることができる。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者

(エ) 岡山県の指名停止措置を受けている者

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(カ) 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(キ) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3

- 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- (イ) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 複数の法人等での共同応募
- 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は次の事項に留意すること。
- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。
- この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
- イ 当該グループの全構成員が（1）の応募資格を有する必要があること。
- ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
- エ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
- また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館7階
岡山県農林水産部林政課
TEL 086-226-7454（直通） FAX 086-221-6498

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し、320円分の切手を貼った返信用封筒（A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさのもの。角2封筒）を同封の上、配布場所へ請求すること。

また、岡山県農林水産部林政課のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 現地説明会の開催

ア 日時及び場所

日時：令和8年9月9日（水）午後1時30分から
場所：森林公園内（受付場所 森林公園管理センター）

イ 説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

(7) 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。

(ウ) 参加できる人数は1法人等につき2名までとする。

(3) 説明会への参加手続き

説明会への参加を希望する法人等は、現地説明会参加申込書（様式第7号）に所定事項を記載の上、持参、ファクシミリ又はEメールにより申し込むこと。

なお、ファクシミリ又はEメールにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

ア 申込期間

令和8年8月18日（火）から令和8年8月28日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 申込場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館7階

岡山県農林水産部林政課

TEL 086-226-7454（直通） FAX 086-221-6498

E-mail rinsei@pref.okayama.lg.jp

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式第8号）を持参、ファクシミリ又はEメールで送付すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、ファクシミリ又はEメールにより質問の申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

ア 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館7階

岡山県農林水産部林政課

TEL 086-226-7454（直通） FAX 086-221-6498

E-mail rinsei@pref.okayama.lg.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、令和8年10月7日（水）までを目途に、林政課ホームページにおいて公表する。

(5) 現地・施設見学

現地説明会以外の日で、森林公園の視察・見学をする場合は、森林公園管理センターで職員にその旨を説明し、開園時間内に行うこと。

開園時間：午前8時30分～午後5時

※注）公園は冬期間（12月1日～4月中旬まで）積雪のため閉園する。

(6) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

(7) 岡山県立森林公園指定管理者指定申請書（様式第1号－①）

※グループ応募の場合は（様式第1号－②）

(イ) 岡山県立森林公園の管理運営に係る事業計画書（様式第2号）

(ロ) 岡山県立森林公園の管理運営に係る収支予算書（様式第3号）

(エ) 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要が分かるもの

(オ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(カ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）

ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

(キ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(ク) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(ケ) 役員名簿

(コ) 指定管理者の指定申請に係る申立書（欠格事由に該当しない旨の申立書）

（様式第4号）

(サ) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書（証明書の証明年月日は提出日から3ヶ月以内のものに限る。）

(シ) 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

(ス) グループ構成員と役割・責任分担表（様式第5号）

（グループを構成して応募する場合）

(セ) グループ協定書（写）（同 上）

(ソ) 暴力団の排除に係る誓約書（様式第6号）

イ 提出部数

正本1部 副本2部（副本は複写可とする。）

ウ 受付期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館7階

岡山県農林水産部林政課

オ 提出方法

持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、令和8年10月19日（月）必着とすること。

8 指定管理者の審査基準及び配点

(選定委員 1 名の配点)

審査基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
1 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	(1) 管理運営の基本方針	①施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	10	15
		②県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致し、今後の管理運営ビジョンが示されているか。	5	
2 森林公園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1) サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	①利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	5	25
		②自主事業の提案内容は施設の設置目的に沿ったものであるか。また、利用者ニーズに合致し、施設の利用促進が図られるものであるか。	5	
		③森林公園の貴重な自然環境を保護・保全するための取組及び専門的知識と経験を有する職員の配置計画は適切か。	10	
		④地域、関係機関やボランティア等と連携を図った運営ができるか。	5	
	(2) 危機管理に関する取組	①災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。	5	20
		②事故防止の取組がされているか。また、事故発生時の対応方策が確保されているか。	10	
		③個人情報保護対策は万全か。また、利用者等からのクレーム対応は適切か。	5	
	(3) 効率的な管理運営の取組	①収支予算書（様式第3号）の指定管理料要望額は、県が示す指定管理料上限額に対してどの程度か。	5	15
		②収支計画の積算が妥当か。また管理運営計画との整合性は図られているか。	5	
		③適正かつ確実に維持管理を行った上で、効率的に管理運営がなされ、経費の節減等に取り組む内容であるか。	5	
3 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	(1) 申請者の管理運営体制	①施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員体制か。また、施設管理業務に関する知識と技術を有した職員配置計画か。	10	15
		②類似施設の管理実績があるのか。	5	
	(2) 法令等の遵守状況	①労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	5	5
	(3) 申請者の財政的基盤	①経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。また、委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	5	5
			計100点	

9 指定管理者の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者を選定するため、有識者5名程度で構成する「岡山県農林水産部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、林政課において応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画について審査を行い、各選定委員がつけた得点の合計点が最高の者を指定管理者候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計が満点の6割未満の場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、令和8年12月県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算が成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定は、指定期間全体に関する包括協定と各年度に締結する年度協定を締結する。

11 管理の継続が困難となった場合における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに岡山県に報告しなければならない。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により森林公園の管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により森林公園の管理業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとする。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一

部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、県と指定管理者は事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次の指定管理者候補者として、選定委員会による審査の結果、次点となった候補者と指定管理者業務に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおりとする。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①概ね 20 万円以上の大規模な修繕（県と指定管理者が協議のうえ実施）	○	
	②上記以外		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営費の増		○
法令又は税制度の変更	施設管理運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険への加入	利用者等に係る責任賠償保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

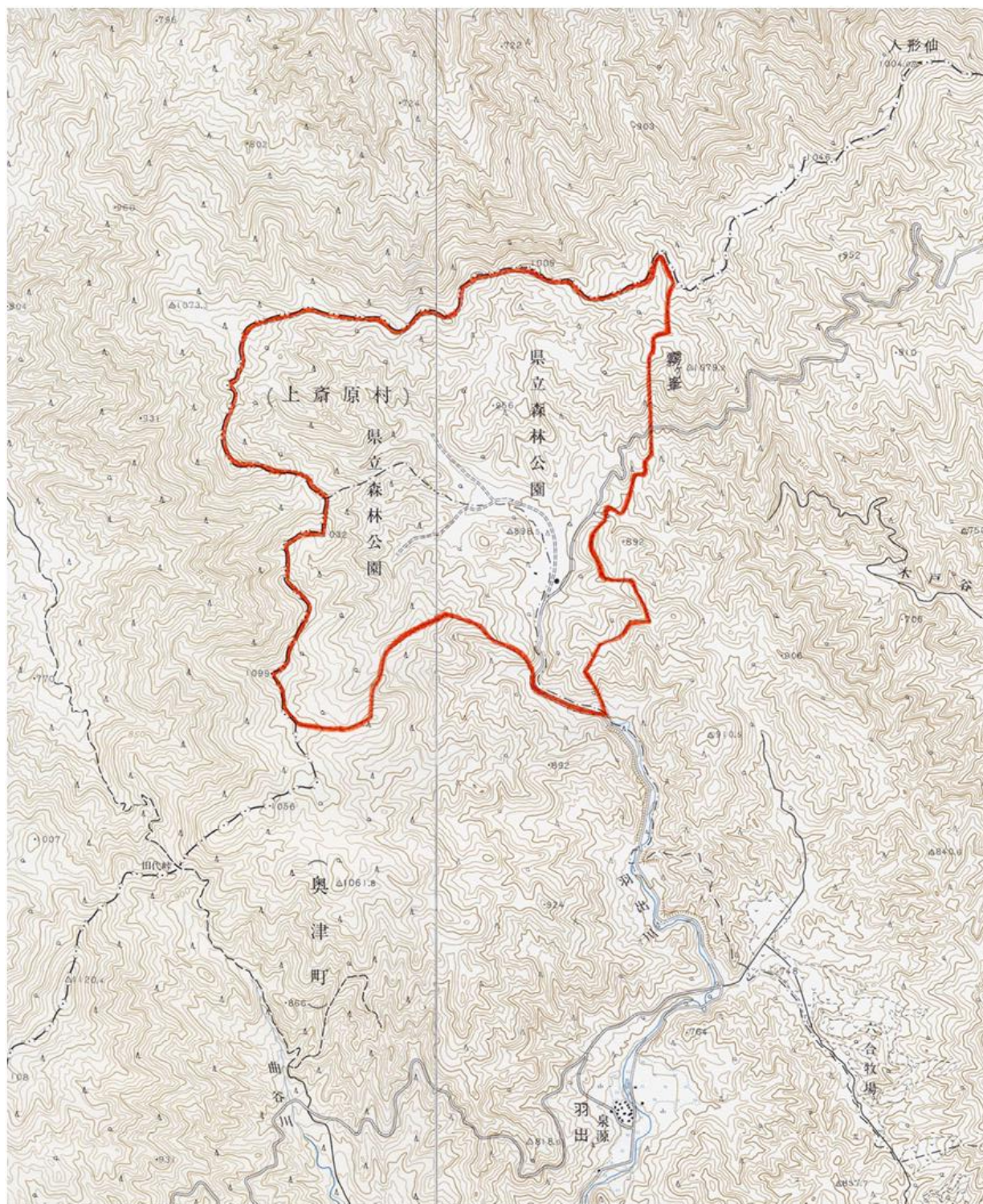
13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示することがある。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県農林水産部林政課 森林経営班
TEL 086-226-7454（直通） FAX 086-221-6498
E-mail rinsei@pref.okayama.lg.jp

岡山県立森林公園区域図

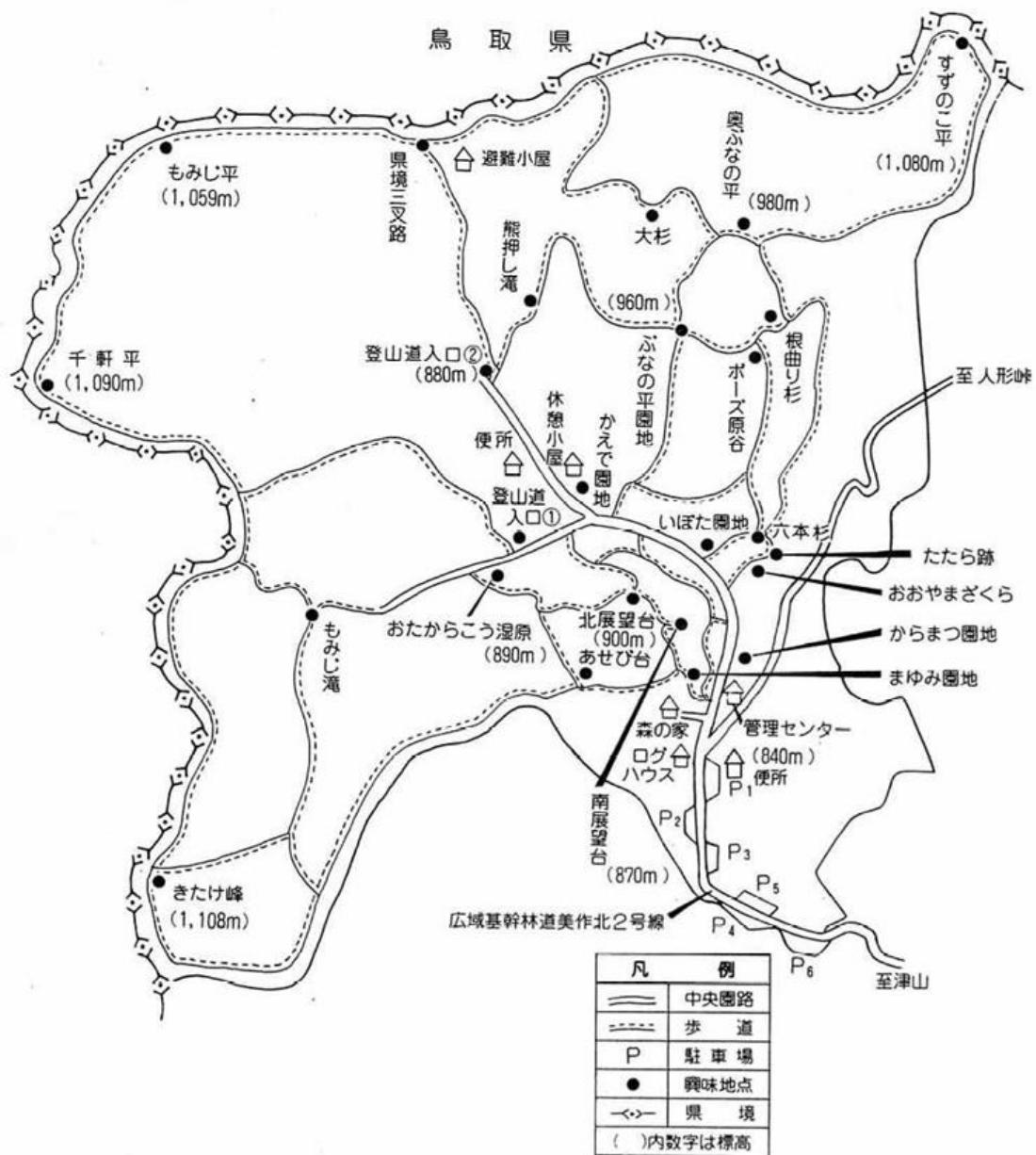


凡 例	
県立森林公園区域	

【出 典】 国土地理院発行の2万5千分の1地形図（下鍛冶、上斎原）

岡山県立森林公園施設一覧表

名 称	数 量・規 模	備 考
管 理 セ ン タ ー	1 棟 4 0 5 m ²	鉄筋コンクリート・鉄骨造地上 2 階建 管理事務所 展示室（兼休憩室） 厨房 食堂 浴室 救護室 便所
倉 庫	1 棟 8 9 m ²	木造平屋建
休 憩 所	1 棟 1 6 m ²	
便 所	2 棟 5 6 m ²	木造平屋建 3 2 m ² × 2 棟
給 水 施 設	1 式	急速ろ過方式
案内及び指導標識等	6 5 基	案内板 4 基 指導標識等 6 1 基
園 路 等	2 1, 9 0 8 m	中央園路（車道） 2, 0 0 0 m その他（歩道） 1 9, 9 0 8 m
プ ロ パ ン 庫	1 棟 6 m ²	
駐 車 場	6 カ所 3, 2 4 8 m ²	
園 地	5 カ所 1 3, 2 0 0 m ²	まゆみ園地 4, 9 0 0 m ² からまつ園地 2, 5 0 0 m ² いばた園地 3, 0 0 0 m ² かえで園地 1, 3 0 0 m ² ぶなの平園地 1, 5 0 0 m ²
展 望 台	2 カ所	北展望台 南展望台
ログハウス（休憩施設）	1 棟 1 2 m ²	カナディアンログハウス
避難小屋	1 棟 3. 6 m ²	木造平屋建



別紙-3 岡山県立森林公園 収支実績書

1 収入

単位：円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
指定管理料	25,201,000	26,066,352	26,344,881	県からの委託料
自主事業収入	504,075	339,135	413,385	売店コーナー（地元特産品等販売）収入
その他収入	36,038	38,146	42,767	預金利子等
合計	25,741,113	26,443,633	26,801,033	

2 支出

単位：円

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考(支出内容)
人件費	20,296,951	19,952,632	20,414,096	専任・兼任職員給与、社会保険料、作業員賃金等
報償費	200,000	220,000	220,000	自然観察会講師謝金
需用費	1,789,370	1,494,493	1,490,003	備品・消耗品費(物品購入費)、燃料費(ガソリン、灯油、混合油等)、光熱費(管理センター電気・水道、ガス料金)、印刷製本費(コピー代、パンフレット・チラシ作成・印刷費、写真プリント代等)、修繕費
施設管理費 (役務費、委託料)	1,240,762	1,133,665	1,198,134	通信費(電話料、郵便料)、委託料(夜間警備、各種点検・検査)、旅費、自動車保険料、し尿処理、消防設備点検等
使用料及び賃借料	1,002,053	736,600	555,120	テレビ受信料・除雪機借上料等
租税公課費	2,072,305	2,218,828	2,184,235	自動車重量税、収入印紙、消費税等
事業費	470,808	283,860	294,011	売店コーナー（地元特産品等販売）仕入額等
合計	27,072,249	26,040,078	26,355,599	

(包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容 別紙)

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	申請時に提出いただく 「管理運営業務に係る 収支予算書」に基づき 設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○%
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和8年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※1)に1を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (%) ※小数点以下第2位を四捨五入
物件費	令和7年度の消費者物価指数(※2)を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値	・左記数値が97未満の場合 左記数値－100＋3 (%) ・左記数値が103超の場合 左記数値－100－3 (%) ※小数点以下第2位を四捨五入

※1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率

※2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ② 増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和8年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと ・〇端数処理方法
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・〇端数処理方法

【提出書類一覧表】

	項 目	様 式
①	岡山県立森林公園指定管理者指定申請書 グループ応募の場合	様式第1号-① 様式第1号-②
②	岡山県立森林公園の管理運営に係る事業計画書	様式第2号
③	岡山県立森林公園の管理運営に係る収支予算書	様式第3号
④	指定管理者の指定申請に係る申立書（欠格事由に該当しない旨の申立書）	様式第4号
⑤	グループ構成員と役割・責任分担表（グループを構成して応募する場合）	様式第5号
⑥	誓約書	様式第6号
⑦	設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要が分かるもの	【付属書類】 ※既存のもの等
⑧	役員の名簿	
⑨	本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書	
⑩	前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録	
⑪	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	
⑫	法人にあっては、法人の登記事項証明書	
⑬	岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税の完納証明書）	
⑭	税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書	
⑮	グループ協定書（写）（グループを構成して応募する場合）	

【その他様式】

- ・ 現地説明会申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第7号
- ・ 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第8号
- ・ 辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第9号

岡山県立森林公園指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 様

申請者 所在地
法人（団体）名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

岡山県立森林公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

岡山県立森林公園指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 様

申請者 グループ名
(代表となる団体)
所在地
法人(団体) 名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

(グループの構成員)
所在地
法人(団体) 名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

所在地
法人(団体) 名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

岡山県立森林公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号

岡山県立森林公園の管理運営に係る事業計画書

○事業計画書項目

- 1 申請理由
- 2 管理運営方針
- 3 管理運営内容
 - (1) 施設の利用促進
 - (2) サービスの向上への取組
 - (3) 地域、関係機関やボランティア等との連携
 - (4) 森林公園の優れた自然環境や貴重な動植物の保護管理
 - (5) 自主事業の実施計画
 - (6) 危機管理に関する取組
 - ア 利用者の安全確保
 - イ 災害、緊急時等の対応、事故防止方策
 - ウ 個人情報保護対策
 - エ 利用者からの苦情等への対応
 - (7) 効果的・効率的な施設の維持管理について
 - ア 施設の維持管理についての基本方針
 - イ 管理経費について
- 4 管理運営体制
 - (1) 職員体制
 - ア 組織体制(図でも可)
 - イ 人員配置計画
 - ウ 専門的知識や資格を持った職員の確保及び人材育成
 - (2) 類似施設の管理実績
 - (3) 労働法令その他の関係法令の遵守状況について
 - (4) 財務状況について
- 5 その他

1 申請理由

- ・施設の管理運営を行う意欲

2 管理運営方針

- ・効果的な施設運営・管理を行うための基本方針、考え方、抱負
- ・施設の平等利用の確保等に関する取組、考え方
- ・施設の機能を最大限発揮できる活用についての考え方と取組の内容

3 管理運営内容

(1) 施設の利用促進

- ・施設の利用促進を図るための広報計画等について
- ・利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させるための取組
- ・施設の利用促進のための方針、取組内容

(2) サービスの向上への取組

- ・森林公園の利用や自然情報の提供に関する取組
- ・森林公園を活用した自然学習会、森林教室、講演会等の開催計画
- ・その他サービス向上への取組

(3) 地域、関係機関やボランティア等との連携

- ・考え方と取組内容

(4) 森林公園の優れた自然環境や貴重な動植物の保護管理

- ・考え方と取組内容

(5) 自主事業の実施計画

- ・事業実施の考え方と方針
- ・具体的な実施計画(内容、時期、参加人数、事業費、参加費など)

(6) 危機管理に関する取組

ア 利用者の安全確保

・考え方と取組内容

イ 災害、緊急時等の対応、事故防止方策

・考え方と取組内容

ウ 個人情報保護対策

・考え方と取組内容

エ 利用者からの苦情等への対応

・考え方と取組内容

(7) 効果的・効率的な施設の維持管理について

ア 施設の維持管理についての基本方針

- ・施設の維持管理全般に対する考え方、管理計画
- ・業務の効率化、経費の削減を図るための考え方と取組内容

イ 管理経費について

- ・委託期間の収支計画についての方針
- ・収支計画(様式第3号)から転記

年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
指定管理料上限額 ①		千円	千円	千円	千円	千円
管理運営費		千円	千円	千円	千円	千円
	うち指定管理料 収入額②	千円	千円	千円	千円	千円
	うちその他収入	千円	千円	千円	千円	千円
①－②		千円	千円	千円	千円	千円

4 管理運営体制

(1) 職員体制

ア 組織体制(図でも可)

--

※業務の再委託を予定している場合は委託先と内容についても記載する

イ 人員配置計画

役職・職種	担当業務	資格、実務経験年数等	雇用形態	勤務体制	備考

※雇用形態には常勤、臨時、嘱託等の別を記載する

※勤務体制覧には、専任兼任の別・雇用期間・勤務時間・休日設定等を記入

※欄が足りない場合は適宜追加する

ウ 専門的知識や資格を持った職員の確保及び人材育成

・ 職員の専門的知識や資格に関する現状及び今後の考え方と取組内容

(2) 類似施設の管理実績

・ 管理施設名、管理業務内容、期間、金額等

(3) 労働法令その他の関係法令等の遵守状況について

・ 労働法、消防法その他の関係法令等の遵守状況についての基本的な考え方と、過去3年間の指導等の有無

(4) 財務状況について

- ・ 貴団体の事業実施状況、収支決算についての概要

5 その他

岡山県立森林公園の管理運営に係る収支予算書(令和 年度)

1 収入

区分	収入の内容	積算内訳	金額(千円)
指定管理料(要望額)	県からの委託料		
自主事業収入	参加費等		
その他収入			
合計			

2 支出

区分	経費の内容	積算内訳	金額(千円)
人件費	専任職員、嘱託・契約職員等給与、手当、社会保険料		
報酬	アルバイト、日々雇用作業員賃金(労災・雇用保険含む)		
報償費	自然観察会講師等への謝礼		
旅費	広報、事務、閉園時見回り等旅費、自然観察会講師旅費		
需用費	消耗品費(作業用具、掃除用品、簡易補修材料、医薬品、事務用品等) 燃料費(軽油、混合油、灯油、プロパンガス、ガソリン等) 印刷製本費(パンフレット・チラシ・資料等印刷・コピー、写真プリント等) 光熱費(電気、水道料金) 修繕費(施設・備品の小規模修繕)等		
施設管理費 (役務費、委託料)	通信運搬費(電話・郵便料金) 各種点検・検査手数料(水質検査、水道施設点検、車検) 保険料(自動車保険等)、振込手数料 夜間警備委託料、し尿処理、消防施設点検等		
使用料及び賃借料	テレビ受信料、機械借上料等		
租税公課費	自動車税、消費税等		
その他			
支出合計			

※年度毎に1枚作成すること

様式第4号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

主たる事務所
の所在地

申請者 名称
代表者氏名

岡山県立森林公園の指定管理者の指定申請に係る申立書

岡山県立森林公園の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- 4 岡山県の指名停止措置を受けている者
- 5 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 6 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 7 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

グループ構成員と役割・責任分担表

グループ名

1 グループ構成員

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

2 各団体の役割、責任分担

※各団体の役割、責任分担などを明示してください。

※グループの規約等も添付してください(案も可)

様式第 6 号

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1） 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2） 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

主たる事務所
の 所 在 地

名 称

役 職 名
代 表 者 氏 名



裏 面 も ご 確 認 く だ さ い。

○様式第6号の裏面

(参考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四～六 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三～五 略
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八 略

(暴力的要求行為の禁止)

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～二十 略

二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 略

二十二～二十七 略

「岡山県立森林公園」指定管理者制度現地説明会参加申込書

令和 8 年 9 月 9 日（水）に森林公園において開催される「岡山県立森林公園」指定管理者制度現地説明会に参加を申込みます。

法人その他の団体名称 _____

所在地 〒 _____

当日出席者職名・氏名 _____

連絡先 _____（電話）

※申込み締切：令和 8 年 8 月 28 日（金）

（申込先）

岡山県農林水産部林政課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

TEL. 086-226-7454（直通） FAX. 086-221-6498

電子メールアドレス rinse@pref.okayama.lg.jp

※ファクシミリ又はEメールで提出した場合は、電話で受取を確認してください。

申請者 事務所所在地
名称
代表者氏名
担当者名
電話 FAX

岡山県立森林公園の指定管理者募集について、次の事項を質問します。

番号	質 問 事 項

-31-

辞 退 届

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

令和 年 月 日付けで、岡山県立森林公園の指定管理者指定申請書を提出しましたが辞退いたします。